

児童相談所の 相談対応の状況について

岩手県宮古児童相談所

R4.2.28

児童相談所の役割と機能

- 児童福祉法に基づき、都道府県・政令指定都市に設けられた児童福祉の専門機関
 - 2006年 中核市も設置可能に
 - 2016年 特別区に設置権限付与、中核市に設置を促す
- 18歳未満の児童に関するさまざまな問題について、児童や保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、相談者への援助や指導を行う
- そのために必要な調査並びに医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行う
- また、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護し、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行う

県内の児童相談所



児童相談所

- 福祉総合相談センター(盛岡市)
- 一関児童相談所 (一関市)
- 宮古児童相談所 (宮古市)

乳児院

- 日赤岩手乳児院 (盛岡市)
- 善友乳児院 (盛岡市)

児童養護施設

- 和光学園 (盛岡市)
- 大洋学園 (大船渡市)
- 青雲荘 (盛岡市)
- 一関藤の園 (一関市)
- 清光学園 (花巻市)
- みちのくみどり学園 (盛岡市)

福祉型障害児入所施設

- てしろもりの丘 (盛岡市)
- たばしね学園 (奥州市)
- はまゆり学園 (宮古市)
- 奥中山学園 (一戸町)

医療型障害児入所施設

- 岩手県立療育センター(盛岡市)
- みちのく療育園 (矢巾町)

児童自立支援施設

- 杜陵学園 (盛岡市)

児童心理治療施設

- ことりさわ学園 (盛岡市)

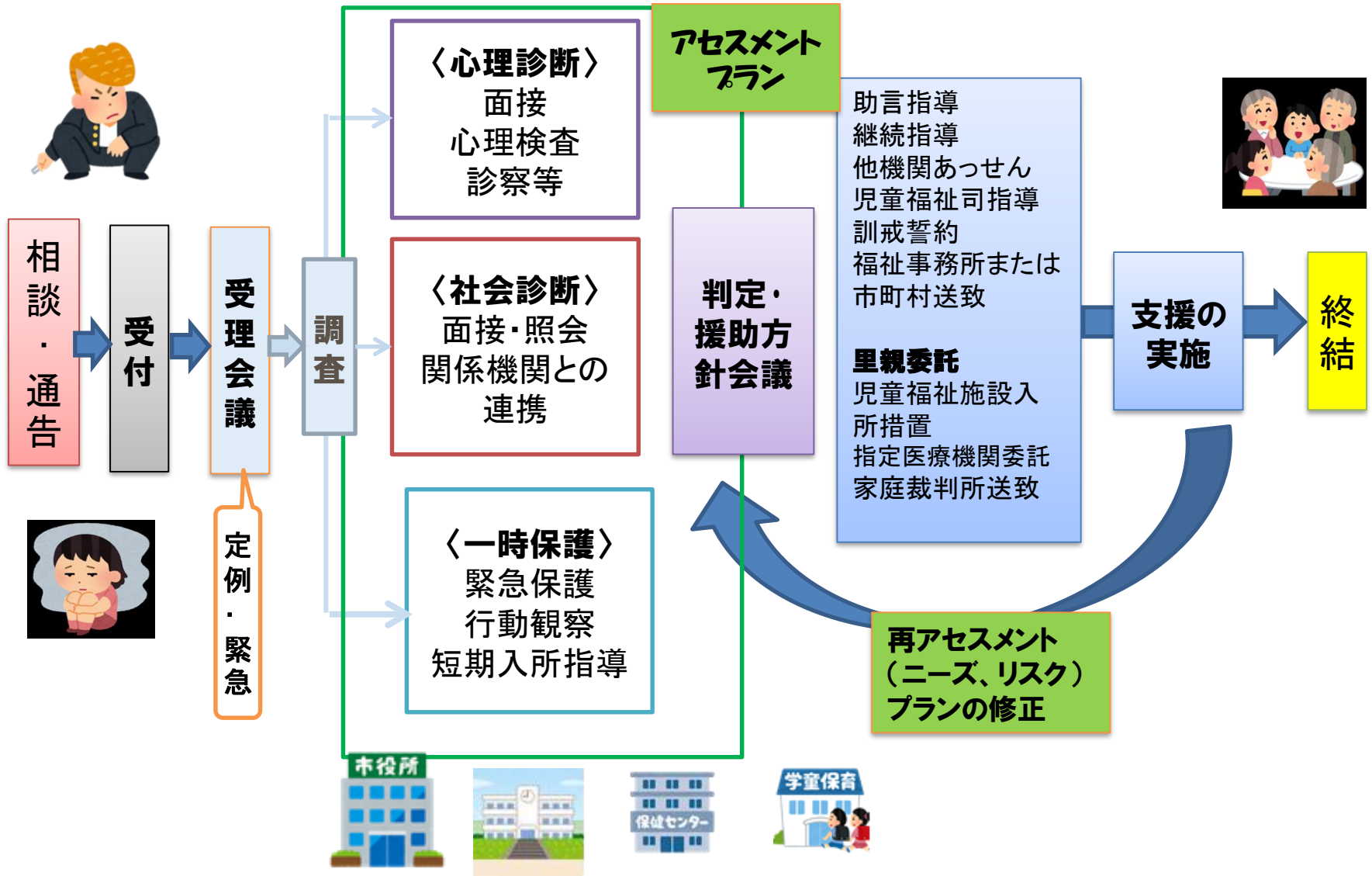
母子生活支援施設

- かつら荘 (盛岡市)

指定医療機関(重症心身障害児)

- 国立病院機構岩手病院 (一関市)
- 国立病院機構釜石病院 (釜石市)
- 国立病院機構花巻病院 (花巻市)

児童相談所の業務の流れ



市町村別・相談種別受付状況

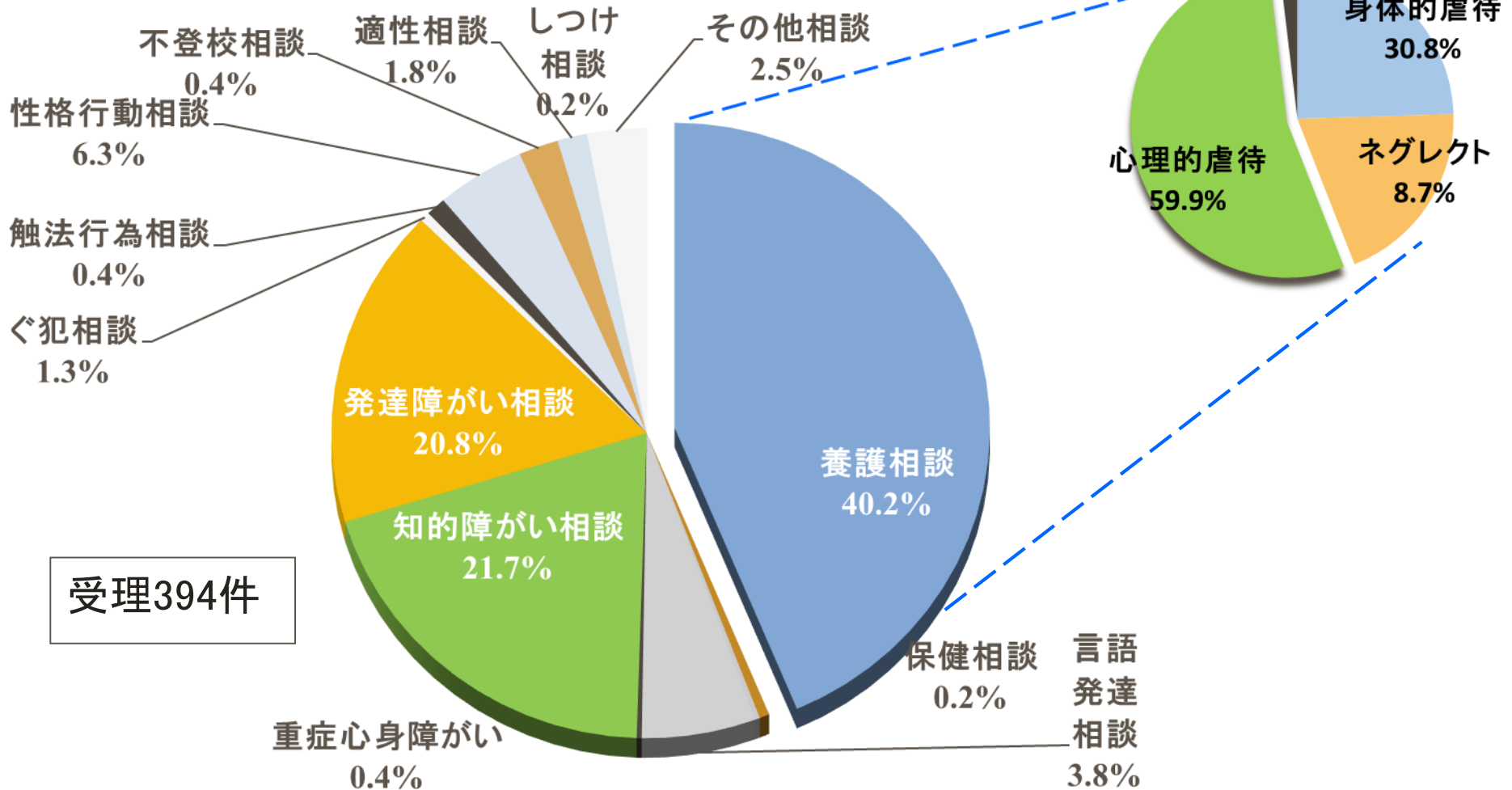
市町村別・相談種別受付状況(R2 宮古児相)

市 郡名		養護	保健	肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐん	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
市	宮古市	70	2	1	0	16	1	38	23	0	0	5	4	0	0	8	168
	釜石市	66	0	0	0	4	0	21	19	1	0	4	0	6	0	1	122
上閉伊	大槌町	13	0	0	0	0	0	5	5	1	0	4	1	0	0	2	31
下閉伊	山田町	16	0	0	0	2	0	11	6	0	4	5	0	0	0	1	45
	岩泉町	5	0	0	0	1	0	3	10	0	0	0	2	0	0	0	21
	田野畑村	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	7
合 計		172	2	1	0	23	1	78	67	2	4	18	8	6	0	12	394

参考:業務概要(岩手県福祉総合相談センター・一関児童相談所・宮古児童相談所) 令和2年度業務概要(令和2年度実績)

宮古児相の相談 受付状況(R2年度)

R2年度虐待通告受理内訳(159件)



宮古児童相談所の児童虐待通告受理状況

宮古児童相談所の児童虐待通告受理状況(H27～R3)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 ※R4.1時点
受理件数	87	129	112	116	172	159	123
うち 学校通告	12	15	15	12	40	30	18
警察通告 (心理的虐待)	32 (25)	68 (53)	63 (54)	34 (19)	89 (70)	79 (50)	61 (49)

※受理件数は60件前後で推移してきたが、平成27年度から大幅に増加した。

通告経路で最も多いのは警察通告(心理的虐待)であり、全体の約半数を占める。

2番目に多いのは学校通告で、R1年度から急増している(H30年度に千葉県で発生した虐待死事件を受けて、R1年5月に文部科学省から虐待対応ガイドラインを作成したことが影響していると思われる)。

虐待通告について

- **48時間以内に安全確認を行う(初期調査)**
 - 市町村へ住基照会
 - 所属機関(学校、保育所等)調査
 - 直接目視で、児童の様子、虐待の程度を確認
 - 18歳未満のきょうだいがいる場合は同様の調査を行う
- **虐待者との早期分離が必要と判断されるケースの場合は、学校等を訪問して児童と面接を行い、そのまま児相の職権で一時保護する場合がある。**
 - 骨折等の怪我をしている
 - 顔面を拳で殴る、首絞め等の傷跡がある
 - 乳幼児の受傷
 - 性的虐待が疑われる場合 など

心配だな・・・と思ったら

① 地域のか

- ・「どうしたの?」「何があったの?」
一声かけてみましょう

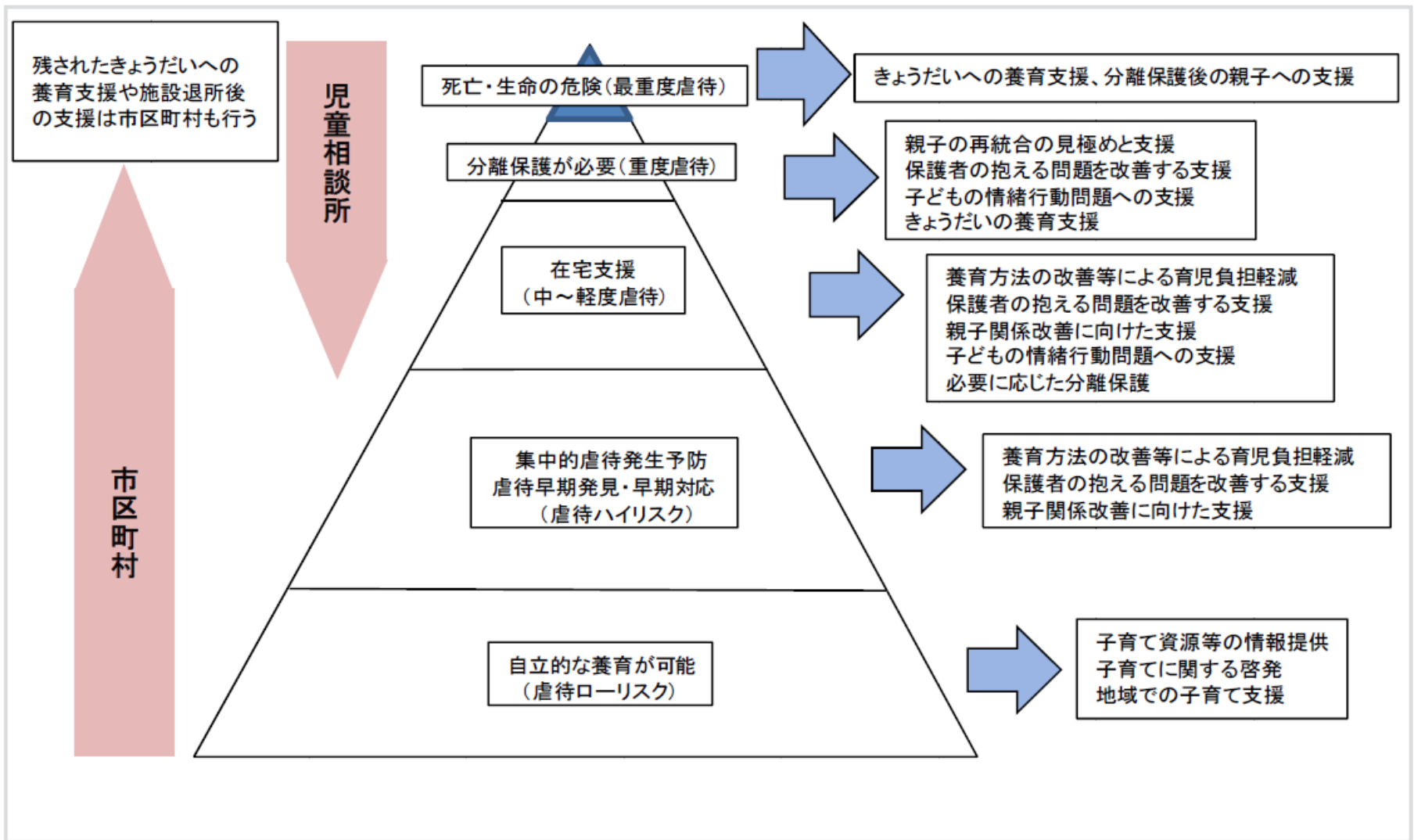
② まずは地元の「市町村:児童福祉課(釜石市:子ども課)」へ連絡を

- ・全市町村に「**要保護児童対策地域協議会**」が設置され、**心配な児童・家庭を地域で支援**しています
- ・児相は主に警察や病院からの虐待通告等の緊急事案や家族との分離を要する深刻な事案などを担当します

③ DV(ドメスティック バイオレンス)

市町村役場や振興局に相談窓口があります

図 1：虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割



要保護児童対策地域協議会について

果たすべき機能

要保護児童等（要支援児童や特定妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要

